第6回山梨県特別支援教育振興審議会 会議録

(平成23年2月28日掲載)

- 1 日 時 平成23年1月28日(金) 午後2時00分~4時00分
- 2 場 所 県立甲府支援学校 多目的室
- 3 出席者(敬称略)
 - (委員) 飯ヶ濱栄治、上杉 宏、尾嶋千恵子、齋藤 章、坂本ちづ子、 畠山和男、原まゆみ、藤巻秀子、山口勝弘
 - (事務局) 教育次長、総務課長、高校教育課長、学校施設課総括課長補佐 新しい学校づくり推進室長、事務局主幹 新しい学校づくり推進室長補佐、特別支援教育担当(5人)
- 4 傍聴者等の数 5人
- 5 会議次第
 - 第6回審議会
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議事
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 6 会議に付した事案の案件(又は議題)
 - (1) 答申書(案) について
 - (2) その他
- 7 議事の概要
 - (1)議題1「答申書(案)について」

(議長)

それでは、議事に入ります。まず、議題1の答申書(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局:説明)

諮問事項 I に対する答申書(案)について説明。

(議長)

ありがとうございました。事務局から、「答申(案)」の構成等について説明があり、さらに諮問事項Iに対する答申案の説明がありました。

答申(案)については、私を含む4人の起草委員と事務局で作業を行いましたが、5回までの審議会でいただいた委員の皆様からの御意見等を踏まえ、慎重に草案のとりまとめを行いました。前回の委員の方からの御指摘がどうなったかというと、今後の方向性のところで下から3行目が変更されています。前回では、「また」の次に「特別支援教育推進のためのプラン策定」という文言が入っていましたが、審議会の目的がプラン策定のためなので省きました。

起草委員会として責任を持って起草したところですが、内容について御検討いただきたいと 思います。

(委員:質問)

今日は、答申書の案に付け加えを申し上げればよいのか、どうすれば良いのですか。

(議長)

作業としては、前回までに出された意見を基に、まとめて案としてあります。答申案として よいかどうかを審議いただきますが、何かあればどうぞ。

(委員:意見)

市町村自立支援協議会や包括支援センターがあったり、就業・生活支援センターがあったりしますが、卒業してからは、家族が孤立しがちになります。学校から福祉へ移るので、関係機関を一つ一つ入れるとはいいませんが、もう少し具体的に関係機関を入れた方がよいと思います。

(議長)

このことについては、審議会の中でも何回か出たお話しであったと思います。具体的に受け 入れ施設を羅列することは答申案としてしないという方向でしたが、「等」の部分をもう少し 具体化して表現したらどうかという趣旨のご意見です。

(事務局:答弁)

1ページでは就業支援機関という表現で記載させていただき、2ページでは「等」ということで括ってありますが、諮問されている事項が「高等部教育における」ということですので、福祉に関することにつきましては、教育の分野だけでなく幅広くという意味で、最後の3行にこのようなまとめをさせていただきました。「等」の箇所を具体的に記載するかどうかは、会長と相談させていただきます。

(議長)

今のことについて、御意見はありますか。また、今の事務局の説明に対し、御発言された委員の方はいかがでしょうか。

(委員:意見)

個別で入れろとは申しておりません。前段の所で就業支援関係の記述があるので、「等」という括りでも良いとは思いますが、検討してください。

(議長)

今、御指摘の件は、後ほど検討します。それでは、諮問事項Iについては、このような内容 で御確認いただきたいと思います。引き続き、諮問事項Iについて説明をお願いします。

(事務局:説明)

諮問事項Ⅱ対しての答申案を説明。

(議長)

ありがとうございました。諮問事項のII「特別支援学校の整備計画を含む将来構想について」の説明がありました。ここでは、「特別支援学校の整備について」から「寄宿舎の在り方について」まで4本の柱について述べています。起草委員会では、このようにまとめてみました。御意見をお願いします。

前回、意見を出され議論したところは1点あります。6ページの3つめの柱の特別支援学校の今後の在り方の中で、「ニーズ」という言葉を使っておりましたが、「ニーズ」では幅広い事柄を取りあげてしまうということで、焦点化する意味で「教育的ニーズ」という表現に改めました。しかし、内容は前回と同じです。項目は限定しませんので、御意見をお願いします。

事務局から補足説明はありますか。

(事務局)

前回は、「今後の方向性」の最後に将来推計について触れておりました。精度を高めるとともに、プランに反映すると記載しておりましたが、ここからも「プラン策定」という表現については、削除させていただきました。

特別支援学校の今後の在り方ということで、6ページの各特別支援学校の役割のところに、「④知的障害」「○知的障害を対象とする特別支援学校」とあります。審議会の中では、前段で知的障害の特別支援学校について述べているので、ここでは、知的障害以外の特別支援学校の在り方について審議していただきましたが、特別支援学校全体の在り方として、諮問事項のIと重複する部分もありますが、知的障害の特別支援学校についても付け加えさせていただきました。

(議長)

「特別支援学校の在り方」については、知的障害を除いた特別支援学校の今後の在り方について御審議いただきましたが、知的障害も在り方が忘れられてしまうという御指摘もありましたので、Iの部分と重複はしますが、あえて記載をさせていただきました。

また、将来推計の精度を高めることでプラン策定に反映させる文章がありましたが、答申の 内容をプラン策定に反映させることは前提となっているということで、削除したということで す。

(委員:意見)

5ページの「2 特別支援学校の適正規模・適正配置」の今後の方向性の箇所で、「特別支援学校の分校設置、新設校の設置等」と触れているが、第3回の審議会の時には、分校ですか、新設校ですかという話題の時に、分校や分教室の大変さについての話もあり、新設校をお願いした経緯があったと思うのですが、分校の設置が入ってきた経緯は、どのようなことでしょうか。

(議長)

そのときも事務局から説明があったと思いますが、事務局から説明をお願いします。

(事務局:答弁)

前に議論いただいたときには、かえで支援学校は、今後大幅に生徒が増加し、平成29年度頃に300人規模の学校になるということが予測され、そのため大規模化に対する適正規模・適正配置への対応が必要であるということで、学校を造るという文言は入っておりませんでした。

第5回目の審議会において、やはり新設校が必要という御意見をいただきました。起草委員の方にも相談をさせていただき、記述については、高等部教育の充実、高等部の専門学科の設置ということも併せて考えなければならないので、児童生徒の動向をみながら、分校設置や新設校等の設置を検討するということになったという経過です。

(事務局:答弁)

もう一点加えさせていただきます。第3回の審議会で、適正規模・適正配置について議論をいただきました。その際に、委員の皆様から「分校、新設校と段階的に考えてもらいたい。」また、「分校でも良いので学校数を増やす方向で検討をしてもらいたい。」という御意見をいただきました。第5回の審議会につきましては、ただいまの室長からの説明のとおりです。分校なのか新設校なのか結論をいただいたわけではありませんので、分校設置、新設校設置と併記する形でまとめさせていただきました。

第5回の審議会で、「国中地域に3校でなければいけない」という御意見もいただきました

が、新設校設置で集約をされますと、答申を受けた後の施策がしばられてしまうということで 説明をさせていただきました。以上です。

(議長)

ありがとうございました。お話しのあったような経過だったと思います。政策的にみて、具体的に表記すると予算のことが手かせ足かせになって、今後の話が進まないこともあり、また、他の部署との兼ね合いの中、できるだけ現実的な方向で検討したいということで御議論いただいたと思います。起草委員会でも検討した結果、このような表現にしました。御了解いただけますでしょうか。

(委員:答弁)

はい。

(議長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(議長)

それでは、諮問事項Ⅲについて、説明をお願いいたします。

(事務局:説明)

諮問事項Ⅲに対する答申案の説明。

(議長)

ありがとうございました。就学前の問題、小・中学校の場合、高等学校の場合、最後に専門性について述べられています。多岐にわたりますが、御意見をお願いします。

(委員:質問)

就学前の個別の教育支援計画の作成に関しての質問です。

昨年度、厚労省から保育所に対し、保育要録を作成し就学に当たっては地元の小学校に知らせなさい、また、文科省から、幼稚園は指導要録を作成し地元の小学校に提出しなさいという記載があるのを見たことがあります。ここで述べられている個別の教育支援計画と類似したものが、今は保育所・幼稚園で作成されていて小学校では使われていると私は理解していましたが、要録の活用状況と、幼稚園や保育所が個別の教育支援計画を作成しなければならない状況なのかについて教えてください。

(事務局:答弁)

保育所や幼稚園の要録は、小・中学校の指導要録に該当するものです。当然、小・中学校においても個別の指導計画、個別の教育支援計画、そして指導要録をまとめています。それとは別に、特別な支援を必要としている子どもについては、乳幼児期から支援計画を作成しましょうということになっています。小学校段階から高校、大学にかけて、いわゆる学校という時期に個別の教育支援計画を作成することになっていましたが、今後その範囲を、乳幼児期、幼稚園や保育所の段階から作成し、引き継いでいきましょうという方向が謳われています。

(委員:質問)

ということは、全ての子どもに対して保育要録、指導要録を作成するんだけれども、障害のある子どもについてはそれだけでは足りない部分もあるので、そこを補強する意味も含めて幼稚園、保育所のときから教育支援計画を作成していきましょうということですね。それは、小学校の先生が、保育所や幼稚園の先生と協力して作成するのですか。

(事務局:答弁)

基本的には、市町村教育委員会の担当者がキーパーソンになり、保育所や幼稚園で作成することを考えています。個別の教育支援計画の作成については、大前提として保護者の同意が必要になります。一方的に教育委員会や保育所、幼稚園が作成するものではありませんので、保育所や幼稚園で受けている支援内容を小学校に引き継いでいくことについて、保護者の理解を得ながら進めていく必要があると思います。

(委員:意見)

そうなると、この文章は主語がないので、誰が作成するのかわかりにくいと思います。

(事務局:答弁)

県が主体的にできることは、「推進」という表現を使っています。県が直接推進に関われない、市町村教育員会や保育所、幼稚園、保護者に働きかけをしていく場合には「促進」という表現にさせていただいています。

(委員:意見)

8ページの2行目の「気づいても、どのように対応したらよいか分からず…」という部分は、少しことばが足りないように思います。乳幼児期というのは発育や発達途上であるために、障害や育ちの過程において個人差が非常に大きい時期ということもあり、その後の「乳幼児期においては、保健、医療、福祉等の関係者により・・・」「どのように対応してよいのかわからず」という部分は、もう少し的確な表現ができないかと思います。

私も、中学生や高校生のそういった(発達障害のある)子どもたちに接していますが、本人の意思とか意欲とか、主体性を大切にしています。やる側がそこに配慮するという表現を入れるべきではないでしょうか。特に思春期については、思春期の様々な特徴としての行動が出くるので、その部分も理解して欲しいと思います。

12ページの今後の方向性の中に、「学習面や生活面の」という表現がありますが、先ほどの説明で言われていた「教育的ニーズ」ということだけでなく、その子どもが発育していく途上の人間として、様々な障害があってもできることはある訳で、そのようなニーズもあるのではないかと思います。

(議長)

最後の点については、ことばの定義の仕方ということになりますが、「教育的ニーズ」には、 教科を中心とした教育的指導という意味だけではなく、生活指導、進路指導も含めてどうアド バイスしていくかということが「教育的」であると、起草委員会は理解をしています。

8ページの「どのように対応したら…」という箇所についての確認ですが、具体的に子育ての中でどのように対応したらよいかという狭い意味の戸惑いだけではなく、親が障害をどのように受容できるのか、できないのかということも含めて考えるということで確認をします。

具体的にどのように対応したらよいかというQ&Aのようなことを、保育関係者・保護者を含めて技術的にどう対応したらよいかということや、特に保護者にとっては、障害否認から障害受容へという点で大きな戸惑いがあることも含めて、かみ砕いた表現にしていくということでよろしいでしょうか。

(事務局:答弁)

この件に関しましても、後ほど会長と相談をさせていただきます。「状態を客観的に受容するに至らなかった」というような意味の表現を検討させていただきたいと思います。

思春期の問題については、御指摘のとおりですので、方向性のところについては基本的に加筆せず、状況説明に加筆することを検討させていただきます。

1 2ページの(2)の前「支援が行き届いていない状況がある」のところの表現を「思春期

における自尊感情等への配慮も必要である」という表現等を書き加えることを検討します。

(委員:質問)

11ページの「特別支援学級の運営強化について」の文章の中で、文末が「検討する」と「検討をする」という表現があるが、意味づけが違っているのでしょうか。

(事務局:答弁)

特に違いはありません。正案にする際には、再度点検したいと思います。

(議長)

先程の委員からの御指摘は、とても緊急度の高い事項だと思っています。理想を言えば、胎児期から、人生を全うするという時期まで、私たちは時系列に即して、便宜的に就学前とか、小学校とか中学校、高等学校と分けているのですが、子どもは連続で生きていると思います。子どもの教育や発達を促す環境を大人がつくっていく場合、どうしても引継ぎは必要になります。それを、誰がイニシアティブを取って行うのかが問題になります。

もう一点は、狭い意味での学校教育に関することだけを扱えばいいのか、もう少し全人格を 踏まえて、継次的にフォローしていく体制を技術的に作っていくのか、いろんな議論があるか と思います。理想的には、異論がないところだと思います。技術的にどこがイニシアティブを 取ってやっていくかはっきりしたシステムを、山梨でもライフサイクルというものを念頭に置 いて、発達支援をしていこうという流れになってきていますが、私の実感では、まだまだその 緒に就こうとする段階だと思います。

「サポートノート」のサンプルも所轄の組織によっていくつかできていますが、そこでデットブロッキングに当たるのはプライバシーの問題になります。それから、やはり保護者を抜きにしては語れない施策であるということです。保護者や様々な立場の関係者がいますが、それでは誰がイニシアティブを取って、全体を統括して進めていくのかが重要となります。保護者を含めていろいろな立場の関係者がメリットを実感できたときに、はじめて骨太で行ける計画になるのではないかと思います。そこまで行くために、責任体制と組織体制を整備する必要があります。行政が各部署で似たようなことをやっていても、全然意味がないと思います。それこそ統合してやっていくような体制が必要であり、行政も含めて多くの人は、そのことについて前から意見が出ていますが、遅々として進まないという感じがします。

どこかで、まとめることが必要でしょう。子どもは一人一人なので、勝手に大人の都合で区分けしてはいけないと思います。

(委員:意見)

起草委員会の件についてお話をさせていただきます。

私も起草委員として入っておりましたが、どの委員さんも建設的な意見を出していただき、 かなり練りに練った答申案になったと思います。私としては、公表されるものなので、第3者 の方が見てもわかるものにしてほしいという思いがあり、今回の答申には、資料も付けていた だきました。

他県でも特別支援教育推進に関するプランを出していますが、プラン策定後、実施という段階になったときに、進捗状況を確かめる場についてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

岐阜県の場合、進捗状況を評価する委員会を常設しているようです。山梨県のプランは10年後を見通しているということなので、途中、国の方針等で計画を大きく変更しなければならないことも考えられます。プランの実施に当たっては、進捗状況を確認できる常設の委員会の設置を検討していただきたい。

(事務局:答弁)

これから、答申をいただきプランを策定します。計画の進行管理も、当然しっかりやってい

かなければなりません。チェックする機関等につきましては、今の段階では、まだ具体的なことまで考えておりませんので、その点もプラン策定に併せて検討させていただきたいと思います。

進捗状況については、例えば、一定期間をまとめて公表するというような方法を考えたいと 思います。

また、プランは10年程度を考えていますが、当然、時代の変化等もありますので改訂することもあると思います。そういった際には、審議会等で御意見をいただきたいと思います。その時のためにも、進行管理はしっかり行っていきたいと思っています。

(議長)

今の御意見は、とても重要なことだと思います。プランを具現化した後の様子を、関係者が 見守ることが必要です。ただ見守るのではなく、きちんとしたシステムのもとで評価を行って いく必要があります。審議会は終了しますが、適切にチェックしていくことが、自分たちの発 言に責任を持つことになると思います。委員の皆さんには、これからもいろいろなお立場でご 関心を持っていただきたいと思います。

その他、全体を通して何かありますか。

特になければ、一部修正部分があるということを含んでいただき、お示しした答申案を答申 書の原案とさせていただいてよろしいでしょうか。

(承認)

(議長)

終わりに当たり、委員の皆様には、貴重な時間を使い、精力的に検討していただいたことに 感謝申し上げます。皆様に支えていただき、皆様の共同作業によって答申書の原案ができまし た。心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

(2) 議題2「その他について」

(議長)

その他について、事務局から何かありますか。

(事務局)

答申書の提出ですが、2月4日午後1時30分から、山口会長と鳥海副会長に御出席いただき、県教育委員会教育長室において行いたいと思います。

(議長)

責任を持って行わせていただきますが、よろしいでしょうか。

(承認)

(議事終了)